**10-5 administered protection**

　GATTと両立する保護政策手段で，最近アメリカなどで輸入産業を保護するために頻繁に用いられている政策がある。これはロビー活動によって保護政策を獲得するのではなく，GATTによって認められ，一定の行政的な手続きの下にルールと客観的な基準に基づいて得られる保護であるので，administered protection（行政的な保護）といわれる。アメリカは一方でVERsやVIEsのようなGATTの枠外の灰色の保護貿易政策を行いながら，他方でGATTで認められたadministered protectionを多用して国内産業を保護している。国内産業の保護のためのadministered protectionとして，次のものがある。

**1)セーフガード(safeguards)規定**

　免責条項というこの規定は，外国に与えた譲歩のために自国産業が予期しなかった被害を受けた場合には，それらの譲歩を取り消すというもので，GATT19条に規定された例外措置である。アメリカの場合，被害を受けた産業はITC（国際貿易委貝会）に救済を求めて提訴することができる。提訴を受けたITCは事実確認を行い，もし被害が認められればITCは大統領に適切な措置をとることを勧告することになっている。ITCに提訴されたものの中で実際になんらかの措置が行われた件数は少ないが，最近ではこのセーフガード規定が，市場秩序維持協定（OMA)（輸入国の市場を混乱させないよう秩序ある輸出をするように輸出国と結ぶ協定）を作り上げるのに重要な役割を果たしているといわれる。

**2)アンチダンピング関税（antidumping duties: ADs)**

　これはある財の輸出がその財の国内向け販売よりも安い価格で行われ(dumping),その結果輸入国の競合する産業が損害を被った場合に，ダンピング輸入された財に対して，ダンピングマージン（国内向け価格と輸出向け価格の差）を上限とする関税(AD税）をかけることによって，被害を受けている輸入国の産業を救済しようとする措置である。AD関税ないしAD措慨は不公正な貿易行為を是正し，適性な貿易環境を作るためにGATTでも認められたものであるが，輸入制限の代替策として用いられる危険もある。とくにアメリカ，EU,カナダ，オーストラリア，メキシコなどで発動されるようになっている。また輸入国がADsを行うのに必要とする要件を満たさない状況下においても発動したり，発動後にその必要性が失われているにもかかわらず，それを続けたりしてADsの乱用がみられ，保護主義の手段として用いられる場合がある。

　AD措置は，GATTの無差別原則の例外措置としてGATT6条およびその細則に基づいたものである。しかしGATT6条およびその細則の規定内容が詳細でなかったこと，またそれが国際取引の実態を十分カバーしていないことのために，各国で恣意的な運用が目立つようになった。ウルグアイ・ラウンドでは，ダンピングマージンの計算方法を明確にするとともに，サンセット条項 (AD税は賦課後5年間で自動的に消滅する）がとり入れられることになった。

**3)相殺関税(countervailing duties: CVDs)**

　これは輸出国が輸出（生産）補助金などによって輸出を拡大してくる場合，輸入国がその補助金の効果を相殺して輸入国の輸入産業を保護するために課す関税である。GATTは自由貿易を歪曲するような輸出補助金は，鉱工業品については禁止しており，農産物についても供与を避ける努力義務を課している。また補助金の供与が禁止されていない場合についても，補助金を与えられた財の輸入が輸入国の国内産業に被害を与えた場合には，一定の手続きに従って，輸入国が相殺関税を課すことを認めている。

　相殺関税を最も利用している国はアメリカで，たとえば1993年7月には11カ国からの鉄鋼輸入に対して相殺関税を課した。またわが国がこれまで相殺関税措置の調査を開始した例は1983年4月のパキスタンの綿糸のケースがあるが，実際はバキスタンが補助金を廃止したために，相殺関税は課されなかった。

なお以上1) 2) 3)は，ダンピングや損害の発生が不確定で，このような保護政策の実行がそれぞれの状況に依存するので，contingent protectionといわれる。

**4)不公正取引慣行(unfair trade practices: 301条）**

　これはGATTの規定に沿ったものではなく，アメリカの通商法に基づくものである。1974通商法301条はアメリカの輸出品に対して不公平にその市場を閉ざしている国への報復を認めている。これによると被害を受けた企業からの提訴を受けてアメリカ通商代表部(USTR)が調査し大統領に勧告する。勧告に従って大統領は輸入割当や関税などの報復措置を課すことができる。また1984年の通商・関税法は政府自身が提訴することを認めている。この301条は，アメリカがunfairと考える外国の貿易慣行や輸人制限を取り除くための手段として考え出したものである。しかしこのadministered protectionはアメリカの国内法に基づく一方的な措閥であり，数値目標設定型の貿易政策として使われやすい。このような一方的措府は多角的貿易体制を併つけるものである。

　以上のようなadministered protectionが，新保護主義の手段としてアメリ力を中心とする先進国で多用されるようになっていることに留意する必要がある。

**106 保護貿易と環境**

ウルグアイ・ラウンド後の重要な課題の1つは，（地球）環境保護と世界貿易の発展をいかに調和させてsustainable growth（持続可能な成長）を実現していくかという問題である。

　事実，WTOは「貿易と環埃に関する委員会」を設け，環埃保護（破壊）と貿易の問題をとり上げようとしている。

　環境破壊は一国だけでなく他国にも及ぶ。また世界には環境基準の厳しい国（先進国）もあれば，それが比較的緩い国（発展途上国）もある。その結果，同じ財でもそれがどこで生産されるかによって，生産コストに格差が生じる。貿易理論は環境の維持や環境基準の違いがもたらす効果をこれまで考慮してこなかった。

　また貿易政策については，これを国内の環境維持政策を補完するように使うことができる。たとえば現在の技術で，ある財を生産するのに公害（外部不経済）の発生が避けられないのであれば，そのような財の輸入に補助金を支給することによって，社会的により安いコストで外国からその財を得ることができるであろう。逆にカナダのような木材輸出国は，木材の輸出に課税することによって輸出を減らし自然環境を維持することが，カナダの経済厚生を高めるかもしれない。各国の環境基準と規制政策の違いという新たな付加的条件をとり入れて，貿易理論と買易政策を考え直す必要がある。

●キーワード

汲適関税論 distortion 幼稚産業保護論 ミルーバステープル・テスト

国内市場効果 保護水準の決定　産業調整と政治支援 セーフガード規定

アンチダンビング関税 相殺関税　不公正取引慣行 環境と貿易

演習問題

(1) 最適関税論と幼稚産業保護論はどのようなことを主張しているのか。

(2) 「保護は規模の経済を享受する産業の輸出を拡大する効果をもっており，その最もいい例が日本の自動車と半導体である」とKrugman, P.はいう。このような輸出拡大のための保護のエッセンスを反応曲線を用いて示せ。

出典：　現代国際経済学　小田正雄著